

令和5年12月22日

報道機関各位

長岡市教育部長

職員の懲戒処分について

長岡市教育委員会では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

	被処分者所属等	処分対象事案	処分内容
(1)	教育部 主事	ハラスメント行為	停職（3か月）
(2)	教育部 係長級職員	指導監督不適正 不適切な事務	減給（1か月）

2 処分対象事案の概要

- (1) 当該職員は、確認できる範囲で約2年間にわたり、職場の同僚に対して勤務時間外に性的な内容や仕事に関する過度な指導的内容を含むメールを頻繁に送付し、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントにあたる行為を行ったもの
- (2) 当該職員は、上記(1)のハラスメント行為に対する指導監督を怠ったほか、その他の不適切な事務（守秘義務違反）を行ったもの

3 処分年月日

令和5年12月22日

4 処分事案に関する管理監督者の懲戒処分

教育部 課長級職員： 戒告

5 竹内正浩・教育部長のコメント

ハラスメント行為に対して厳しい姿勢で臨む中で、公務員としての自覚を持ち職務に当たるべき職員がこのような行為を行い、市政への信頼を裏切ったことを心からお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、職員が一丸となって信頼回復に向けて、綱紀の粛正及び再発防止を徹底してまいります。

(問い合わせ：教育総務課 桜井 電話 0258-39-2238)